

1 指定管理者に行わせる施設の概要

施設名：山田農村公園

(1)設置条例	薩摩川内市普通公園条例
(2)設置目的	地域住民の憩いの場
(3)施設の事業内容	—
(4)現在の管理形態	指定管理（委託料制）
(5)指定管理候補者の選定方法	「地域密着型の施設」として非公募による選定 ・ 農村活性化を目的に設置された施設である。

2 指定管理者に行わせる業務

- (1) 普通公園の維持管理に関する業務
- (2) 普通公園の運営に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、市が必要と認める業務
- (4) 自主事業

3 指定管理候補者の概要

(1)名称	山田地区コミュニティ協議会
(2)所在地	薩摩川内市東郷町山田 1 4 2 2 番地 1
(3)代表者名	会長 古里 貞義
(4)設立年月日	平成 1 7 年 4 月 1 日
(5)基本財産	—
(6)職員数	—
(7)事業概要	ア 山田地区の総合的施策に関する事項。 イ 市の行政施策に対する支援・協力・要望（広報広聴活動）に関する事項。 ウ 山田地区内諸団体の事業活動に関する事項。 エ 地域情報化に関する事項 オ 山田地区の地域づくりとなるイベント等の施策に関する事項 カ 山田地区の伝統行事や伝統芸能の保存継承に関する事項 キ 防災に関する事項 ク その他目的達成に必要な事項

4 当該指定管理候補者が示した事業計画の概要

(1)基本方針	<p>山田農村公園を地域住民の憩いの場として位置づけ、地域住民が気持ちよく利用できる場になるよう管理運営を行う。また、地域住民以外の方もよく利用しているので、親しみの持てる公園づくりを目指す。</p>
(2)管理計画	<p>電気・機械等保全業務、清掃、警備等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気・機械については、常に点検を行い、異常時には市と協議し補修を行う。 トイレの排水再利用処理装置については、年4回の保守点検を実施し、年1回は汚泥汲み取り、水張り、清掃を行う。 トイレの清掃については、月4回、草刈り作業は年4回、除草は随時行う。 <p>樹木管理業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用制限期間については特に設定せず、草刈作業や除草作業の際に点検を行う。 <p>緊急時の対応（防犯・防災）の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時については、山田地区コミュニティ協議会の規定により対応する。 山田地区コミュニティ協議会の中に青色灯自主防犯活動事業があり、青パト隊員が月2回の見回り、点検を行う。
(3)運営計画	<p>トラブル防止、苦情等への対応方法、ニーズの把握と業務への反映方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者ニーズを的確に把握し、サービス向上に努めるため年1回以上利用者満足度を調査し、市へ報告するとともに、市民が集いやすく利用しやすい施設を目指す。 利用者とのトラブルが発生しないように、特定の団体等を優遇することがないように平等利用に努める。 苦情への対応については、苦情内容を真摯に受け止めるとともに、市と協議し問題解決を図る。 <p>使用者の安全対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の事故、怪我等が発生しないように、随時施設の点検を行い、危険箇所を発見した際は、市へ報告するとともに、施設（備品を含む）の修繕等について協議を行う。 <p>個人情報の保護や情報の公開についての考え方、取組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取り扱いに関しては、薩摩川内市個人情報保護条例の規定を順守し、責任感をもって取り扱う。 個人情報の取り扱いや情報公開に関して、疑義が生じた際は、市と協議して対応していく。
(4)組織体制	<p>組織図</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区コミュニティ協議会組織図のとおり <p>勤務体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区コミュニティ協議会会長は随時保守管理をする。昼間については、コミュニティ主事と連携をとり、連絡が取れる体制にしておく。

(5)支出計画	項目		金額（千円）
			令和8年度
	支 出	人件費	
光熱水費			48
修繕費			30
管理費			28
委託費			273
公租公課			0
雑費			25
合計			452

5 選定経過の概要

(1)選定委員会開催日	令和7年11月18日（火）
(2)選定委員	東郷支所長、都市整備課長、財産マネジメント課長、地元代表者等（3名） 計6名
(3)応募団体数	ア①民間事業者__ ②NPO法人__ ③出資法人__ ④その他_1_ イ①市内事業者_1_ ②市外事業者__ ③県外業者__ 計_1_者
(4)選定の理由	山田農村公園指定管理候補者選定委員会の審査において、施設の設置目的を理解し、維持管理を行う上で必要な管理運営計画等を有しており、指定管理候補者として適当であると判断されたため、選定した。
(5)採点結果表	別紙のとおり。

採点結果表

審査項目	配点	山田地区コミュニティ協議会
1 事業計画書による施設の運営が、市民の安全と平等使用が確保されるとともに、サービスの向上が図られ、施設の効用を最大限に発揮できるものであるか。		
施設の設置目的を十分理解し、その目的を効果的に達成できるか。	240	194
関係法規等を遵守し、市民の安全と平等使用が確保されているか。		
使用者とのトラブル防止、苦情等の対応方法が確保されているか。		
使用者のニーズの把握及びサービス向上策が図られているか。		
2 施設の管理経費の縮減が図られるか。		
経費の縮減が図られているか。	240	192
経費削減のための方策は適切か。		
3 事業計画書に沿った管理を安定して行うことができるか。		
管理運営にふさわしい団体の理念、運営方針を持っているか。	120	98
個人情報の保護や情報公開への取り組みは適切か。		
合 計	600	484